

春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園の幼児教育の振興と充実を図るため、予算の範囲内で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3項により設置された幼保連携型認定こども園以外の認定こども園又は法第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、申請書に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）、補助金額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(交付申請の期限)

第3条 規則第3条の規定により、交付申請書を提出する期限は、補助を受けようとする年度の2月末日までとする。

(申請の取下げのできる期間)

第4条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合においては、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、精算を行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金交付決定額に変更がない場合で、事業計画書の補助対象経費、品名、数量又は単価を変更するときとする。

2 前項の場合において、補助事業者は認定こども園運営費等補助金事業計画変更届(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 第1条による改正後の春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第2条関係）

補助事業者	補助事業	添付書類	補助金額	補助対象経費
市内の認定 こども園	幼児教育に関する事業のうち、備品若しくは消耗品の購入又は修繕		5月1日現在における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子ども（以下「1号子ども」という。）の数に1,000円を乗じて得た額に300,000円を加えた額以内の額とする。	需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料）及び備品購入費
	幼児教育の向上に関する事業 (1) 幼児教育相談、親子教室事業 (2) 施設等開放事業 (3) その他幼児教育の向上に資する事業		事業費の1/2以内を乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。	報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費、委託料及び備品購入費
	昭和56年以前に建築された園舎等において、園舎等耐震診断調査を実施する場合	耐震診断調査費見積書	調査の実施に要する経費	委託料
認定こども園	給食費の減免に関する事業	減免対象者一覧表	1号子ども（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）に対して給食費を減免する場合における当該減免額（1号子どもの数に3,000円を乗じて得た額（途中入退園児については、給食費支払い月数に500円を乗じて得た額）以内の額）	

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申請者 施設名

氏 名

認定こども園運営費等補助金事業計画変更届

年 月 日付け 春保第 号で交付決定通知のあった 年度認定こども園運営費等補助金について、次のように補助事業の内容を変更したいので、春日井市認定こども園運営費等補助金交付要綱第6条の規定により届出します。

1 前回交付決定額 円

2 補助事業の内容（変更後）